

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、合格の決定の取消し、受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務を各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

（注）試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれており、試験委員は試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 試験制度の見直し（平成15年法改正）

公認会計士試験制度については、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験し易くすることを主な目的として、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付け変更等を内容とする大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

（注）旧試験制度の下での会計士補制度は廃止されたが、新試験制度における短答式試験に合格したものとみなすなど、一定の経過措置が設けられている。

(3) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない（P155 資料3－1 参照）。

（注1）試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県において実施。

（注2）短答式試験については、平成22年試験から年2回実施。

① 短答式試験

・ 試験科目

必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

- 合格基準

総点数の 70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格点》

平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年 (第 I 回・第 II 回)	平成 23 年 (第 I 回・第 II 回)	平成 24 年 (第 I 回)
65%	65%	70%	71%	73%	70%

(注) 各年とも 1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

- 試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、当該試験の合格発表日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等や会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

《平成 18 年以降の免除件数(延べ件数)》 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

全部免除	司法試験合格者	401 件
	商学、法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	106 件
一部科目 免除	税理士資格取得者等	1,637 件
	会計専門職大学院修了者	2,284 件
	会計又は監査に関する実務経験者	77 件

② 論文式試験

- 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

- 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1 人の答案を複数の試験委員により採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

《過去の合格点》

平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
51%	51%	52%	52%	52.5%

(注) 各年とも 1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

・ 試験科目の一部免除

論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は(注)、免除資格取得後 2 年間、申請により論文式試験の当該科目の免除を受けることができる。

また、大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

《平成 18 年以降の免除件数（延べ件数）》（平成 24 年 3 月 31 日現在）

税理士資格取得者	567 件
司法試験合格者	401 件
不動産鑑定士試験合格者	142 件
商学、法律学、経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	116 件

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成 23 年公認会計士試験

平成 23 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 23 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	21 年 12 月 9 日	22 年 9 月 3 日	22 年 9 月 17 日	22 年 12 月 12 日	23 年 1 月 17 日
第 II 回 短 答 式		23 年 2 月 14 日	23 年 2 月 28 日	23 年 5 月 29 日	23 年 6 月 24 日
論 文 式	22 年 12 月 8 日	—		23 年 8 月 19 日 ～21 日	23 年 11 月 14 日

《平成 23 年公認会計士試験結果の概要》

区 分	平成 23 年 試験	短答式試験の 受験者等 (免除者を含 む)	短答式試験み なし合格者(旧 第2次試験合格 者等)	(参考) 平成 22 年 試験	短答式試験の 受験者等 (免除者を含 む。)	短答式試験み なし合格者(旧 第2次試験合格 者等)
願書提出者数 (a)	23,151 人	22,773 人	378 人	25,648 人	25,147 人	501 人
短答式試験 受験者数	20,790 人	20,790 人	—	22,579 人	22,579 人	—
短答式試験 合格者数	2,231 人	2,231 人	—	2,396 人	2,396 人	—
論文式試験 受験者数	4,632 人	4,254 人	378 人	5,512 人	5,011 人	501 人
最終合格者数 (b)	1,511 人	1,447 人	64 人	2,041 人	1,923 人	118 人
合格率 (b/a)	6.5%	6.4%	16.9%	8.0%	7.6%	23.6%

(注1)平成 23 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 17,244 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 17,374 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの（平成 22 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

(注2)「短答式試験の受験者等(免除者を含む。)」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む（平成 22 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

① 願書提出者

平成 23 年公認会計士試験の受験願書提出者は、23,151 人となっている。このうち、旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（378 人）を除く受験願書提出者は 22,773 人であり、前年の 25,147 人に比べ 2,374 人（9.4%）減少した。

② 短答式試験

- ・ 短答式試験受験者 20,790 人
- ・ 短答式試験合格者 2,231 人

第Ⅰ回短答式試験は、受験者数 17,244 人、合格者は 1,708 人となっており、第Ⅱ回短答式試験は、受験者数 14,970 人、合格者は 523 人となった。第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者数は、20,790 人であり、合格者数は 2,231 人となった。

(注) 当該試験の合格者は、総点数の 73%以上を取得した者。ただし、1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

③ 論文式試験

- 論文式試験受験者 4,632 人
うち短答式試験受験者（免除者を含む。）4,254 人
- 最終合格者 1,511 人（合格率 6.5%（1,511 人/23,151 人））
うち短答式試験受験者（免除者を含む。）1,447 人（合格率 6.4%（1,447 人/22,773 人））

論文式試験は、平成 23 年の短答式試験合格者（2,231 人）に、平成 21 年又は平成 22 年の短答式試験合格者で平成 23 年の短答式試験が免除された者（1,899 人）、大学教授・司法試験合格者等の免除者（124 人）及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（378 人）を加えた 4,632 人が受験し、最終合格者は 1,511 人となった（論文式試験合格率 32.6%）。このうち旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,447 人となった（P156 資料 3－2 参照）。

(注 1) 当該試験の合格者は、52.5%以上の得点比率を取得した者。ただし、1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

(注 2) 論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.9%。

(注 3) 合格者の年齢別では、30 歳未満が全体の 84.1%を占め、平均年齢は 25.6 歳であった。なお、最高年齢は 64 歳、最低年齢は 19 歳であった。

(注 4) 合格者の職業別では、「会計士補」が 57 人（構成比 3.8%）、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 1,156 人（構成比 76.5%）、「会社員」が 55 人（構成比 3.6%）、「無職」が 199 人（構成比 13.2%）となっている。なお、女性は 308 人（構成比 20.4%）となっている。

(2) 平成 24 年公認会計士試験

平成 24 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおり。

《平成 24 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）》

区 分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	22 年 12 月 8 日	23 年 9 月 2 日	23 年 9 月 16 日	23 年 12 月 11 日	24 年 1 月 16 日
第 II 回 短 答 式		24 年 2 月 10 日	24 年 2 月 24 日	24 年 5 月 27 日	24 年 6 月 22 日
論 文 式	23 年 12 月 7 日	—		24 年 8 月 17 日 ～19 日	24 年 11 月 12 日

○ 第 I 回短答式試験の試験結果の概要

- 短答式試験受験者 13,573 人
- 短答式試験合格者 820 人

平成 24 年第 I 回短答式試験は平成 23 年 12 月 11 日に実施し、願書提出者（受験者）は 13,573 人であった。

この第 I 回短答式試験の願書提出は、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については第 II 回に願書を提出することとしている。

（注）当該試験の合格者は、総点数の 70%以上を取得した者。ただし、1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

3. 受験者等への情報発信

（1）広報活動

多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験に関する広報活動にも努めている。

具体的には、全国の大学等で、会長及び常勤委員が、公認会計士の使命や会計学等をテーマとした講演を行っており、平成 23 年度においては全国 12 大学で実施した（P162 資料 3－3 参照）。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットを作成し、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

（2）公認会計士試験 Q & A の更新

受験者の利便性向上等のために作成している「公認会計士試験 Q & A」については、平成 17 年 7 月から審査会ウェブサイトに掲載し、随時更

新しているところであるが、平成 23 年度においても、「合格基準」の説明箇所において注記の改訂を行った。

(注) 金融庁から、平成 24 年以降の公認会計士試験合格者数のあり方についての考え方が示されたことを踏まえ、改訂を行った。

「公認会計士試験については、公認会計士・監査審査会において運用され、平成 23 年の合格者数は 1 千 5 百人程度であったところであるが、合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないこと、監査法人による採用が低迷していることに鑑み、平成 24 年以降の合格者数については、なお一層抑制的に運用されることが望ましいものとする。」(金融庁ウェブサイト平成 24 年 1 月 5 日公表)

4. その他

(1) 東日本大震災の発生を踏まえた対応

東日本大震災の発生を踏まえ、平成 23 年 5 月 29 日実施の平成 23 年第Ⅱ回短答式試験においては、被災地の受験者(東北財務局出願者、東北 6 県及び茨城県に住所のある受験者)に対し、受験票を普通郵便ではなく簡易書留にて送付したほか、被災地の受験者に対して可能な限り受験の機会を提供する観点から、以下について、4 月 14 日付で審査会ウェブサイト公表し、対応を行った(P163 資料 3-4 参照)。

① 受験票の受取りができなかった受験者についても、本人確認の上、受験を認めることとした。

② 震災の影響を受けた受験者については、本試験の受験に関し、受験地の変更等、個別の相談に応じることとした。

また、平成 23 年 8 月実施の平成 23 年論文式試験においても、上記①、②と同様の対応を行ったほか、電力事情の悪化により、節電対策が講じられた状況を踏まえ、飲料用のペットボトルの持ち込みに関し、7 月 19 日付で審査会ウェブサイト公表し、弾力的な対応を行った(P164 資料 3-5 参照)。

(2) 公認会計士試験合格者を巡る状況への対応

新試験制度での合格者数の状況及び公認会計士となるために必要な業務補助等の環境整備の状況を踏まえ、審査会、金融庁、協会、日本経済団体連合会等の関係者間で課題と対応策を議論するため、平成 21 年 4 月から、公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会が実施され、同年 7 月、金融庁から「中間取りまとめ」の形で公表され、関係機関において、課題解決に向けた当面の対応策(アクションプラン)を進めることとされた(アクションプランは平成 22 年 11 月に改訂され、新たな施策が追加)。

その後、関係者間でもう一段の検討を進めることが必要との観点から、平成 23 年 8 月以降、意見交換会において検討が行われ、同年 11 月、アクションプランを再改訂するとともに、各メンバーが再改訂後のアクションプランに沿って積極的に取組みを進めることが合意された（P165 資料 3－6 参照）。

審査会において、その取組みの一環として、平成 22 年試験から、すべての論文式試験受験者に対して論文式試験成績通知書を送付することとしたほか、大学等における講演を通じた啓蒙を行っている。

（３）公認会計士試験の実施に係る市場化テストの導入

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「公共サービス改革基本方針」（平成 21 年 7 月閣議決定）によって、市場化テストの対象とされた公認会計士試験業務の一部（関東財務局において実施する受験願書の受付、試験会場の確保、試験の立会等）については、平成 23 年 1 月、関東財務局において民間競争入札が実施され、民間事業者が決定した。

これにより、関東財務局における上記業務については、平成 23 年度（平成 24 年試験）から市場化テストが実施されている。

5. 今後の課題

公認会計士試験実施に係る基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施すると共に、我が国国民経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が挑戦することを促していくことである。

○ 公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、各試験実施に当たっては、引き続き、様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要があると共に、特に、災害等発生時の運営に関しては、想定される被害や影響の程度も踏まえつつ、適切に対応できるよう、所要の実施態勢を構築する必要がある。

○ 受験者等への情報発信

多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、引き続き、公認会計士の使命や市場経済における会計・監査の意義等について、全国の大学等において講演を行っていくが、特に、公認会計士試験合格者の活動領域の拡大等に向けたアクションプランに基づく取組みの一環として、これらの講演を通じた啓蒙を行っていく必要がある。